

平成 24 年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

産業技術大学院大学

平成 25 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	9
基準4 学生の受入	12
基準5 教育内容及び方法	15
基準6 学習成果	21
基準7 施設・設備及び学生支援	23
基準8 教育の内部質保証システム	28
基準9 財務基盤及び管理運営	31
基準10 教育情報等の公表	36
<参 考>	39
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	41
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	42



## 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

24年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
25年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成25年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

飯野正子	津田塾大学理事長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	国際高等研究所理事・所長
大塚雄作	京都大学高等教育研究開発推進センター長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
金川克子	神戸市看護大学長
川嶋太津夫	神戸大学教授
下條文武	新潟大学長
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学長
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
鈴木典比古	大学基準協会専務理事
土屋俊	大学評価・学位授与機構教授
中島恭一	富山国際大学長
ハス エーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会評価部会

青木 弘行	千葉大学教授
○ 稲垣 卓	福山市立大学長
○ 梶谷 誠	電気通信大学長
川嶋 太津夫	神戸大学教授
◎ 小間 篤	秋田県立大学長
関口 正司	九州大学教授
高橋 哲也	大阪府立大学副学長
中井 滋	宮城教育大学理事・副学長
○ 中島 秀之	公立ほこだて未来大学長
野口 裕二	東京学芸大学副学長
古山 正雄	京都工芸繊維大学長
渡邊 一衛	成蹊大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

梅田 源一	公認会計士、税理士
梶谷 誠	電気通信大学長
○ 佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎ 和田 義博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成24年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

産業技術大学院大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 年度評価の結果を教員の業績給に反映している。
- チーム学修による実務実践的教育手法であるPBL型教育を全面的に取り入れ、PBL外部レビュー制度により産業界のニーズにあった教育研究を実現している。
- 録画された授業をビデオライブラリ化し、めまぐるしく進歩する産業技術に関する情報をe-learningコンテンツとして卒業後10年間無料で視聴可能とする制度（AIIT Knowledge Home Port 制度）を導入している。
- コンピテンシーの獲得可能割合や予習・復習についての具体的な指示を記載する等、学生がシラバスを活用しやすいよう工夫している。
- 科目等履修生として単位を修得後に、正規の学生として入学した学生について、既修得単位に応じて授業料を免除・減額するAIIT単位バンク制度を実施している。
- 平成20年度に文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に当該大学が事業推進代表校として提案した「教育の質を保証する効果的なFDの取組」が採択され、学習ポートフォリオの導入、授業設計に関するe-learning教材の開発等、教育内容・方法の改善に向けた各種の取組が行われている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 修了生に対する体系的・組織的な意見聴取が行われていない。
- 自己点検・評価に必要な教育活動に関する資料やデータについては、その都度、ワーキンググループが収集・分析しているが、十分とは言えず、継続的に収集・蓄積・分析する体制の構築が必要である。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

当該観点については大学院のみを置く大学のため、観点1-1-②において分析を行うこととする。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学、大学院研究科の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命とする。」と学則に明確に定められている。

このことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準 2 教育研究組織**

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 2 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

該当なし

- 2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

情報アーキテクチャ専攻（収容定員 100 人）と創造技術専攻（収容定員 100 人）という 2 つの専攻からなる産業技術研究科を設置している。情報アーキテクチャ専攻では高度情報系専門職である「情報アーキテクト」の育成を、創造技術専攻では感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテクト」の育成を、それぞれ目的としている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究に係る附属施設、センター等として、オープンインスティテュート（以下「OPI」という。）を設置している。

OPI は、大学院の教育研究成果を広く社会に還元するとともに、地域・産業界のニーズにタイムリーにこたえた教育課程を提供する場として、また、地域・産業界との交流の場として設置しており、企業の経営層や技術者はもちろん、当該大学の学生も対象として、実践的な専門講座、セミナー、フォーラム、研究会を数多く開催している。また、産学公連携を積極的に希望する企業や近隣地域の自治体との共同研究及び開発型研究等の事業協力も実施している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

全学の教育活動に係る重要事項については、学長を議長とする教育研究審議会で審議しており、月1回程度開催している。

一方、研究科には教授会を置いており、教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、入学試験の合否判定や修了判定等、研究科の教育活動に係る重要事項を審議しており、年に11回開催している。また、これらのほかに教務学生委員会を置き、教務及び学生指導の適正な遂行を図っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているかと判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

### 基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

#### 【評価結果】

基準3を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織は研究科の専攻ごとに編制し、教育研究の必要に応じて、それぞれ専任の教員である教授・准教授・助教を配置している。

教育課程の遂行に当たっては、専攻には専攻長を置き、専攻長を中心に専攻内で役割分担を行いながら各教員が連携して組織的に教育を実施している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

該当なし

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程（専門職学位課程）における専任教員数は、29人（うち教授17人、実務家教員13人）であり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用については、基本的に公募制が採られており、選考は、主に候補者の教育研究業績及び社会貢献業績等を選考基準として実施されている。

専任の全教員を対象として、任期制を採用している。任期は、教授、准教授、助教についていずれも5年としており、任用期間については、教授については特に期間を定めず、准教授は15年以内、助教は10年以内で再任が可能としている。このほかに、特定の計画に基づき教育研究を行うプロジェクト型任用制度があり、この制度により任用された教員の任期は5年以内とし、当該プロジェクトの遂行上で特に必要な場合以外は再任不可としている。なお、平成24年度時点において、創造技術専攻の専任教員1人について

て、プロジェクト型任用制度により任用を行っている。

教員の年齢構成は、平成24年10月1日現在、20代1人、30代9人、40代8人、50代8人、60代6人となっており、バランスが取れている。また、女性教員は3人(9.3%)、外国人教員は3人(9.3%)となっている。

教員組織の活動をより活性化させるための措置として、サバティカル制度及び裁量労働制を導入している。また、平成22年度より、教員の教育研究活動を活性化させることを目的として、前年度の学生による授業評価において優秀な評価を受けた教員に授与される、Best Professor of the Year 制度を設けている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則及び公立大学法人首都大学東京における大学教員採用手続きに基づき、教員選考委員会及び人事委員会の審査において、書類審査及び面接により選考が行われている。選考に当たっては、教育領域、研究領域、社会貢献領域、分野マッチングについての評価を基本とし、さらに、研究科での学問分野の特性に応じた基準による評価も加えられている。昇任の場合においても、採用に基づく基準に準じて実施され、候補者の教育研究上の指導実績等を基に評価している。

なお、教育研究上の指導能力については、人物（教員組織におけるコミュニケーション力、教育に関する企画立案と実施を行う積極的な姿勢と資質、院生に対する適切な対応・指導力）、教育研究（大学の教育研究のグローバル化に関する企画立案と実施を行う姿勢と資質）といった評価基準に基づき、総合的に評価している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員は、公立大学法人首都大学東京大学教員の評価に関する規程に基づき、教育、研究、社会貢献、組織運営の領域別に評価項目を定め、年度評価、任期評価を実施している。年度評価は、毎年度1回、4月1日を基準日として、年度当初の自己申告（4月1日基準日）と年度末の自己申告（3月31日基準日）を基に実施する。研究科に教員評価委員会を設置し、そこを中心に、部局別評価基準に従い評価を行い、部局長が評定案を決定し、人事委員会で審査を踏まえて評定を確定し、結果は学長へ報告される。年度評価の結果は教員の業績給に反映している。任期評価については、年度評価に準じた方法で一任の任期に対し評価を行い、再任判定に用いられている。なお、評定に対する教員本人の苦情申出制度を設け、評定の公平性、透明性が図られている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務職員は、事務系に本務職員18人（うち教育支援者7人）、臨時職員5人、人材派遣会社職員2人を

配置し、また、司書系に外部委託により2人の職員を配置している。当該大学においては、すべての講義をビデオ撮影しており、録画、編集、配信のためのスタッフを雇用し教育支援者としている。

これらのことから、必要な事務職員及び教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 年度評価の結果を教員の業績給に反映している。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

教育の目的に沿って、専攻ごとに入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、求める学生像を下記のとおり定めている。

**〔情報アーキテクチャ専攻〕**

1. 大学で学んだ知識、社会人としての経験を論理的・体系的に整理する能力があり、これらの知識や経験を基礎として、さらに発展的に学ぶことで新しい課題を解決できる業務遂行能力を獲得したいという意欲を持った人材。
2. 最新の情報技術の動向を把握して新しいビジネス価値を見いだす能力を身に付け、環境に配慮し、グローバル化した実社会で役立つ情報システムの企画・構築計画を策定し実現しようという志を持った人材。
3. 本学の教育システムを理解し、与えられた時間を活用して効率的に学ぶ計画性があり、チーム学習において協調性とリーダーシップを発揮できる人材。

**〔創造技術専攻〕**

1. 豊かな感性と体系的、論理的、計画的に思考する力、さらに優れたコミュニケーション力を有し、あわせて目的達成のために努力を惜しまない人材。
2. 本学の教育内容を理解する基本的知識を有するとともに、地域やグローバル社会の課題を理解し、その解決に取り組む意欲のある人材。
3. ものづくりへの深い関心と旺盛な知的好奇心を持ち、環境に配慮し新たな創造に果敢に挑戦できる人材。

また、入学者選抜については、学力試験、大学での学習活動（卒業論文、参加ゼミ等）又は現在の業務、志望理由等を記した出願書類等を総合的に判断して行っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

3回の一般入試、2回の推薦入試、10月入学入試等、受験のチャンスを多く設け、受験者の都合に合わせて受験できる体制をとっている。

一般入試については、情報アーキテクチャ専攻ではIT基礎知識に関する学力試験、小論文及び面接・口頭試問により選抜を行い、創造技術専攻では小論文又はデッサン、面接・口頭試問により選抜を行っている。

推薦入試には、高等専門学校専攻科学生及び社会人を対象としたものがあり、面接やプレゼンテーショ



ンを通して多様な知識・経験を持った学生の選抜を行っている。

また、平成23年度より10月入学入試を開始している。これは、少しでも早く入学し早く修了して、自分が身に付けたスキルの活用を目指す社会人のニーズにこたえるものであり、会社の繁忙期である4月ではなく10月の入学を選ぶことにより、仕事と学業との両立がしやすくなる期待もある。さらに、諸外国では9月修了が多いため、留学生にとっても4月まで待つことなく入学することができるという点でメリットとなっている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は入試委員会が中心となって実施している。問題作成から、入試の実施、合否判定に至るまで1年間のスケジュールが生まれ、入試委員会を中心とする各教員はそれぞれの段階で役割に応じて関わり、教員と職員が相互にチェックし合うことにより、入学者選抜に人為的ミスが加わることを防止する体制になっている。

入学者選抜の実施当日は、全体を統括する入試管理本部を置き、研究科長の指揮の下で、各試験室を統括する体制がとられている。

情報管理については、出題や採点、面接に関わる委員名は、学内でも関係者以外には秘匿とし、作問関連作業は場所と時間を限定して秘密裏に行い、個人情報の保管方法・場所を限定するなどの取組を行っている。また、不正行為を未然に防ぐため、試験時間中の監督員の業務についても、監督員要領に詳細に記載し、試験の実施に万全を期している。入試の合否については、各入試の後に実施される臨時入試委員会での検討を経て、臨時教授会の審議によって判定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかの組織的な検証は行われていないが、毎月定例的に開催される入試委員会において学生の受入状況を確認している。

入試結果を参考にしながら、次年度の入試日や試験内容等を入試委員会等において審議し、その結果を踏まえ、入試回数を増やしたり、入試時期を変更するなど、学生が受験しやすいよう入学選抜の改善に役立っている。なお、平成20～24年度の平均志願者倍率は1.44倍となっている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための組織的な取組が行われているとは言いが、学生の受入状況を確認し、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成20～24年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔専門職学位課程〕

- ・ 産業技術研究科：1.08倍

このことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】****基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

&lt;学士課程&gt;

該当なし

&lt;大学院課程（専門職学位課程）&gt;

5-4-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、大学案内等に、実務で必要とされる知識・スキルの体系的修得とそれらを活用して業務を遂行するための能力（コンピテンシー）獲得を掲げ、学則第32条において「教育課程は、研究科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。」、同条第2項に「教育課程の編成については、常に点検及び評価を行い、その改善に努めるとともに、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。」と規定している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学則に定められている教育課程の編成・実施方針に関する規定に従い、第一線での活躍の経験を持つ実務家教員と、研究業績の高い教員との連携による高度な実践的教育を通して、産業分野のアーキテクトを育成することを目的とした教育課程を編成している。

情報アーキテクチャ専攻は、高度情報系専門職である情報アーキテクトの育成を目的としている。情報

アーキテクトには、業務やニーズを分析し新しい仕組みを提案する技術、最適なシステムの設計技術、最新のネットワーク技術、データベース技術、高度なプログラミング技術、さらに、プロジェクトマネジメント技術等、幅広い知識とそれを実践する業務遂行能力が求められる。そのため、情報アーキテクチャ専攻の教育課程においては、1年次に情報アーキテクトの基本的な考え方を学習するIT基礎科目群（平成24年度から基礎科目群に名称変更）、基本共通科目群（平成24年度から一般科目群に名称変更）、産業技術研究科共通科目群及びそれぞれの専門領域について深く学ぶ専門科目群（ICT系科目群、エンタープライズ系科目群、システム開発系科目群、マネジメント系科目群）に体系化して配置している。2年次には、情報アーキテクトに必要な業務遂行能力を身に付けるためにPBL（Project Based Learning）型科目である「情報システム学特別演習1、2」を設置している。情報アーキテクチャ専攻の教育課程を修了した際には、情報システム学修士（専門職）の専門職学位が授与される。

創造技術専攻は、感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテクト」の育成を目的としている。創造技術専攻で育成する「ものづくりアーキテクト」には、プロダクト・イノベーション、インダストリアル・デザイン、デジタル技術、産業材料学に関する高度な知識と業務遂行に必要となる基礎知識が求められ、また、これらの知識を的確に使いこなすための業務遂行能力が必要とされる。そのため、1年次に、業務遂行に必要となる基本知識を修得する創造技術基礎科目群、産業技術研究科共通科目群及びそれぞれの専門領域について深く学ぶ専門科目群として、ものづくりをする上で必要な産業技術に関する知識を学ぶ産業材料科目群、機能創成を実現するプロダクト・イノベーション科目群、感性創成を実現するインダストリアル・デザイン科目群、組み込み技術等を学ぶデジタル技術科目群を配置している。さらに、2年次には、PBL型科目の「イノベーションデザイン特別演習1、2」を通じて業務遂行能力を養成できるよう設計されている。創造技術専攻の教育課程を修了した際には、創造技術修士（専門職）の専門職学位が授与される。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

4月に仕事の繁忙期を迎えることの多い社会人や、9月修了の多い諸外国からの留学生のニーズを考慮して、平成23年度より、従来の4月入学に加えて10月入学の受入を開始している。また、他の大学院との単位互換を認めるほか、企業でのインターンシップについても単位として認めるなど、教育課程の編成において、学生のニーズに柔軟に対応している。

授業科目の内容についても、学生からのニーズを踏まえて編成している。具体的には、「産業技術特別講義1、2」、「国際開発特論」、「国際経営特論」、「技術倫理」からなる産業技術研究科共通科目群を、学生のニーズを反映して設置している。

社会からの要請に対しては、産業界のニーズの把握と教育内容への反映、また、産業界との連携による効果的な教育研究の実践のため、人材育成を担う産業分野の専門家、企業の経営者等の学外委員を中心メンバーとする運営諮問会議を設置している。ここでは、産業界から見た教育課程の妥当性、修了生のキャリアパス、教員の研修、PBLテーマの共同開発等、教育体制に関する広範な課題についての提言を受け、これらの提言を基に産業界のニーズにあった教育研究を実現している。

「産学連携による実践型人材育成事業－専門人材の基盤的教育推進プログラム－」（平成22年度）に採択され、産業デザイン分野における産学が一体となった体系的な人材育成プログラムの開発を目的に、「求

められる能力・スキルなどのレベルを体系化した指標」に基づいた教育プログラムの開発・試行を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

情報アーキテクチャ専攻及び創造技術専攻における、1年次の教育課程は、「情報アーキテクト」あるいは「ものづくりアーキテクト」としての業務遂行に必要となる、基本的な知識や考え方の修得を目的とした各科目群から構成されている。

一方で、2年次の教育課程においては、チーム学修による実務実践的教育手法であるPBL型教育を全面的に取り入れている。PBL型教育においては、学生5人程度のグループに分かれ、そのグループに対して3人の指導者がつき、指導を行っていく体制をとっている。

加えて、従来の形式にとらわれない多様な授業形態を実施している。例えば、講義支援システムは、すべての講義をビデオ録画して学外からの視聴を可能としたものであり、講義に関する質問の受付、演習課題の提出等にも利用され、時間に制約のある学生の学習をサポートする仕組みとなっている。さらに、録画された授業をビデオライブラリ化し、めまぐるしく進歩する産業技術に関する情報をe-learningとして卒業後10年間無料で視聴可能とする制度(AIIT Knowledge Home Port 制度)も導入している。また、遠隔授業として、メインキャンパス(品川シーサイドキャンパス)で開講している講義の一部を、専用回線で結ばれたサテライトキャンパス(秋葉原サテライトキャンパス)において受講することを可能としている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学では4学期制を導入し、週2回、8週間の授業を行い、短期間に集中して講義や演習を行えるよう開講期間を設定している。1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週以上確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて年間30週以上確保されている。

学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間が確保できるよう、キャップ制を導入しており、1年間に履修科目として登録することができる単位数は45単位を上限としている。

シラバスの記載を工夫するとともに、教材等を学内のポータルサイトへ掲載し、学生が予め教材をダウンロードし、目を通した上で授業に臨むようにしたり、また、複数のレポート課題を課したり、「フィードバックシート」を利用することにより、授業の内容が学生の身に付くように工夫している。さらに、すべての講義をビデオ録画し、学外からの視聴を可能とする講義支援システムは、講義に関する質問の受付、演習課題の提出等にも活用され、時間に制約のある学生の学習をサポートする仕組みとなっている。

PBL型科目においては、毎週の作業の進捗状況を週報として報告することになっている。週報には、各自が作業に費やした時間を記載する欄が設けられており、それによれば多くの学生が1単位45時間以上の学習を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの作成に際しては、教員に配付されるテンプレートにシラバスに記載すべき項目として、授業の概要、授業の目的・狙い、到達目標、獲得可能なコンピテンシー、授業の手法、授業の内容（授業計画・内容）、課題、履修条件、受講準備、テキスト・教材、参考書、成績評価等が明示され、シラバスに記載すべき内容の徹底を図っている。

シラバスには、コンピテンシーの獲得可能度合が記載されているため、学生は自らの到達目標に合わせ選択することができるようになっている。また、予習・復習についての指示を記載する等、学生がシラバスを活用しやすいよう工夫している。

シラバスは、教員、学生、事務職員等に配付され、ウェブサイトでも公開され、その内容が周知されている。教員は、学生に配付したシラバスの内容に沿って教育を行っている。

PBL型科目に関しては、PBLプロジェクト説明書（説明シート集）を専攻ごとに作成し、学生に配付している。PBLプロジェクト説明書（説明シート集）は、学生がPBL型科目を履修するに当たり、どのPBLへの配属を希望するかを決定する際の判断材料となるものであり、各PBLについて、PBLの目標、プロジェクトのテーマ、プロジェクトの特徴、プロジェクト実施により身に付けるべき達成・到達目標、履修条件（プロジェクトメンバーになるための前提条件）、プロジェクトを遂行していく際のアクティビティの説明、プロジェクトを通じて修得できるコンピテンシーが記載されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

社会人学生が多い現状を考慮して、平日午後（14時45分から18時）、平日夜間（18時30分から21時40分）及び土曜日（10時30分から18時）に授業を開講している。創造技術専攻では、平日午後の開講科目を年度交替で夜間開講科目になるよう設定することにより、社会人に対しても2年間の教育課程全科目について受講する機会が確保できるよう配慮がなされている。また、授業の開講時間に合わせて、夜間における学生による教室等の使用に対して柔軟に対応しているほか、図書館及び自習室等についても夜間の使用を可能としている。

当該大学が対象とする主な学生は、通常の大学の学部あるいは大学院を修了し、企業等において数年の業務経験を持つ技術者である。したがって、各個人の知識や経験は様々であり、このような学生に対応するために、1年次の科目は多様な関連分野から学生個人の希望に応じて選択できるような体系を取り入れている。また、各科目は単なる知識の修得だけではなく、業務で活用できるような事例に基づいた講義や演習、グループワークを取り入れた教育方法を実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける学生等に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

教育研究の目的は、「情報アーキテクト」及び「ものづくりアーキテクト」の育成であるが、アーキテクトレベルの人材に必要なと考えられる高度なコンピテンシーとして、コミュニケーション能力、継続的学修と研究の能力、チーム活動の3つのメタコンピテンシーに加え、情報アーキテクト専攻では、革新的概念及びアイデアの発想力、社会的視点及びマーケット的視点、ニーズ分析力、モデリングとシステム提案、マネジメント能力、ネゴシエーション力、ドキュメンテーション力の7つのコアコンピテンシーを、創造技術専攻では、発想力（企画アイデア力・実現アイデア力・独創力）、表現力（要求定義力・提案力・可視化力）、設計力（機能デザイン力・感性デザイン力・機能と感性の統合力）、開発力（開発準備力・実装力・テスト・問題解決力）、分析力（データ解析力・ユーザビリティ評価力・マーケットリサーチ力）の5つのコアコンピテンシーを身に付けるべきものとして整理している。教育課程は、これらのコンピテンシーを身に付けることを考慮して編成されており、教育課程の修了認定された学生に学位が授与される仕組みになっている。

これらのことから、学位授与方針が定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、優（80点以上）・良（70～79点）・可（60～69点）・不可（60点未満）の4段階で行われており、優・良・可を合格として単位を付与し、不可は不合格としている。また、90点以上は素点4、80～89点は素点3、70～79点以上は素点2、60～69点は素点1としてGPA（Grade Point Average）を採用している。なお、GPAによる成績評価は、必要に応じて学生の学習指導に利用するとともに、授業料減免の判定基準の一つに用いている。これらの成績評価基準については、学則及び履修規則に規定されているほか、履修の手引に記載され学生への周知が図られている。

成績評価は試験により行われる。試験は、各学期の試験・授業期間内に行う試験、試験・授業期間外に随時授業担当者が行う試験、レポート等による考査、あるいはこれらいくつかを併用したもの等、各授業担当者の定める方法によって行っている。各授業における、試験の方法及び複数の試験を併用する場合の成績評価に占める配点の内訳については、ウェブサイトからも閲覧できるシラバスに、授業科目ごとに詳細に記載されている。

なお、必修科目であるPBL型科目については、成績評価基準が専攻ごとにPBLプロジェクト説明書等に記載され、学生に周知されている。その成績評価は、すべての専任教員が参加するPBL成績判定会議で決定している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

PBL型科目の成績評価については、すべての専任教員が参加するPBL成績判定会議で決定されてい

る。

他の科目については、平成 24 年度より各科目の成績分布表を教務学生委員会及び教授会で確認することとしているが、科目間の成績評価には大きなばらつきが見られ、その是非に関する議論が行われているとは言い難い。今後の議論の進捗が望まれる。

成績評価についての異議申立て制度があり、ガイダンス等で周知を図っている。学生から、授業科目名、成績表示、申立て理由等が記入された申立書が提出されると、教務学生委員会にて調査・審議が行われている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修了要件（修了認定基準）については、学則及び履修規則に規定されている。学生は、修了要件を満たすことにより学位を得ることができる。修了要件については、学則及び履修規則のほか、履修の手引等に記載され、学生への周知を図っている。

この修了要件に従い、学生の修了認定に関する審議は、教授会でされている。

これらのことから、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- チーム学修による実務実践的教育手法であるPBL型教育を全面的に取り入れ、PBL外部レビュー制度により産業界のニーズにあった教育研究を実現している。
- 録画された授業をビデオライブラリ化し、めまぐるしく進歩する産業技術に関する情報をe-learningコンテンツとして卒業後10年間無料で視聴可能とする制度(AIIT Knowledge Home Port制度)を導入している。
- コンピテンシーの獲得可能割合や予習・復習についての具体的な指示を記載する等、学生がシラバスを活用しやすいよう工夫している。



**基準6 学習成果**

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成24年3月時点での標準修業年内学位取得率（長期履修制度利用者を除く）は、情報アーキテクチャ専攻では86.5%、創造技術専攻では84.8%、両専攻合わせて85.7%である。また、平成21～23年度における退学率は平均約5.3%、休学率は平均約8.7%である。

当該大学独自の実務実践的な学習の成果は、両専攻の学生の各種コンペティションにおける入賞等の実績に表れている。また、PBL型教育において学生が取り組んだプロジェクトの成果は、企業や自治体との連携事業や特許出願等につながっている。

なお、情報アーキテクチャ専攻においては、年度開始時点及び終了時における学生のスキルレベルのチェックを目的としたITスキル診断を実施しており、学習成果の把握を行っている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

FD委員会は、平成18年度より学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施している。

学生による授業評価アンケートは、各専攻における1年次の授業（講義科目）に加え、PBL科目である2年次の「情報システム学特別演習」及び「創造技術（イノベーションデザイン）特別演習」について実施されている。調査項目は、その年度ごとに実態に合わせて変更が重ねられており、平成23年度前期の授業についての満足度に関する調査結果は、一般科目、PBL科目、専攻により差はあるが、「1：全くそう思わない」から「5：強くそう思う」の5段階評価で3.76～4.50となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

社会人学生が多く、平成23年度における、有職者の修了生に占める比率は、情報アーキテクチャ専攻では約98.1%、創造技術専攻では約37.0%、両専攻合わせて約69.4%を占めている。このような、修了前に既に企業等に就職していた学生を含めると、平成23年度修了生の就職率は、情報アーキテクチャ専攻では約96.2%、創造技術専攻では約82.6%、両専攻合わせて約89.8%である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

修了生からの意見聴取及びその結果の集計を組織的には実施していないものの、修了生を対象としたインタビュー等を行っており、その結果をウェブサイトや大学案内に掲載している。これらのインタビューにおいては、PBL型教育をはじめとする実務実践的な教育や、社会人が仕事を続けながら学習することを可能にする環境について、修了生が高い満足度を感じたことが語られている。また、修了生が就職した企業から、意見聴取を行っている。

これらのことから、修了生から組織的な意見聴取が行われているとはいえないものの、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- PBL型教育において学生が取り組んだプロジェクトの成果が、企業や自治体との連携事業や特許出願等につながっている。

**【改善を要する点】**

- 修了生に対する体系的・組織的な意見聴取が行われていない。

**基準7 施設・設備及び学生支援**

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。  
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。  
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

校地面積は37,134㎡、校舎等の施設面積は34,139㎡である。大学施設は、東京都立産業技術高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）との合同キャンパス内に設置されている。当該施設の総面積は、約4,625㎡（専用が約2,757㎡、共用が約1,868㎡）であり、学生1人当たりの面積としては、約20.1㎡（＝4,625(㎡)÷230(人)）である。

産業技術研究科に設置されている2専攻の学習・教育目標を達成するに足るだけの講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、そのほかの施設を設置している。なお、夜間に多く授業を開講しているため、演習室、実験・実習室のうち、時間外使用を認めている施設については、平日、土曜日、日曜祝日ともに9時から23時まで使用することが認められている。教員の研究スペースとしては、各人に個人研究室が配分されているのみで十分とは言えず、充実が望まれる。

校舎は、平成9年に施工され、新耐震基準を満たしていることから、耐震性の面においても問題はなく、また、地震発生時におけるロッカー等の転倒防止のため、L字の金具で固定する等の工夫を施している。

バリアフリー化については、車いす等の使用を可能とする障害者用トイレやエレベーター、校舎入口へのスロープの設置等の取組がなされている。

そのほかの安全・防犯のための設備としては、警備員の常駐、自動体外式除細動器（AED）の設置、人が多く出入りする場所への防犯カメラの設置、パソコン盗難防止用ワイヤーロックの徹底等がある。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

施設内のほとんどの場所では、無線LANの利用が可能である。また、各種の情報インフラ環境（高速インターネット接続、電子メール、ポータルサイト、講義支援システム等）が整備されている。

ポータルサイトは、授業や学生生活に係る情報が随時掲載される掲示板、演習室や実験・実習室等の施設予約、スケジューラ等の機能が利用できるグループウェアであり、教職員以外に在学生、修了生も利用できる。さらに、PBLに関しては、各種情報及びプロジェクト活動を管理するための情報システム（iPBL）により、社会人等の多忙な学生同士がグループ学習に利用するなど有効に活用されている。

高度専門職人材の育成という大学の目的に配慮して、学生ができるだけ最新の高性能機器で学ぶことができるように、情報インフラ環境、講義室、実験室等のパソコン（約150台）及びサーバ等の機器は、原

則約3年で更新されている。

これらのパソコンや情報ネットワークの適正な活用のため、サポートスタッフが常駐しており、学内システム（ネットワーク、LMS等）に関する相談、各種申請受付（印刷上限管理追加許可申請、提供用ソフトの申請等）等を取り扱っている。電子メールによる相談受付や、学内システムFAQの掲載等も行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、高等専門学校と共用で設置している。平成18年4月の当該大学の開学当初には、専門分野に特化した専門書が1,500冊程度（うち外国書を半数）整備された。これ以後、毎年1,600冊程度の専門書等の図書を追加し、平成24年5月1日の段階で約15,000冊の蔵書がある。加えて、随時、最新の情報を収集するため、専門書以外に複数の学術雑誌、国際会議論文集が整備され、さらにIEEE、ACM、Scopus、C i N i i、日経テレコン21、日経BP記事検索サービス等のオンラインデータベースの閲覧環境が整備されている。座席数は86席である。

図書館の運用は、外部委託の職員2人及び高等専門学校の司書2人が担当しており、授業期間中の開館時間は、月曜日から金曜日は9時から23時、土曜日は9時から19時となっている。

当該大学の学生が活用する文献、雑誌（授業科目の教科書、参考書等）に関しては、専用の閲覧書架を設置し、一定の利用制限を行い、学生及び教員の教育研究環境を確保している。また、首都大学東京図書情報センターとの相互利用を行い、研究環境の充実を図っている。

また、図書館では、新着図書、推奨図書、教科書、参考書等の情報を常時公開するためのブログを独自に開設している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習環境としては、専用の学生自習室を3室（257、258、259自習室）及び東京夢工房内の自習スペースがあり、パソコン、プリンタ、学生ロッカー等が設置されている。このうち、257自習室専用の貸し出しノートパソコンが用意されており、学生は事務室にて貸し出しを受けることができる。

社会人学生が多く在籍していることを考慮して、夜間（18時30分から21時40分）及び土曜日（10時30分から18時）にも多く授業を開講しているため、事務室、図書館、自習室等もこれに併せて開室し、学生の勉学意欲に対応ができる体制を整備している。

また、e-learningシステムを利用した講義支援を積極的に行っており、すべての講義はビデオ録画され、遠隔からの視聴が可能である。正規学生は、すべての講義のビデオを視聴することが可能であり、講義に関する質問の受付、演習課題の提出等も本システムを通じて行うことができる。教員が授業中に配付した講義資料の残部は、キャリア開発室内にあるレジュメボックスに保管されており、履修申請した学生のみが入手することができる。これらの方法で、時間に制約のある社会人学生の自主的学習をサポートしている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

## 7-2-1① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学生による専攻の選択は、入試出願の段階で既になされている。志願者が専攻を選択する際の判断材料としては、ウェブサイトや大学案内等の刊行物のほか、志願者を対象とした大学院説明会がある。大学院説明会においては、まず、大学の紹介を行った後、各専攻に分かれて専攻の紹介や入試についての説明、キャンパスツアー、質疑応答等が行われている。

授業科目の選択については、年度初めに各専攻において、新入生ガイダンス（1年次の学生対象）及び在学ガイダンス（2年次の学生対象）を実施している。これらのガイダンスにおいては、履修手引やシラバス等を活用しながら、教育課程についての説明が行われている。特に2年次に設置しているPBL型科目については、新入生ガイダンスでは主にPBLの配属決定方法について、在学ガイダンスでは主にPBLの活動の進め方や成績評価方法について、それぞれ教員より説明を行っている。

また、PBLの配属決定に際しては、翌年度にPBL型科目を履修する予定である1年次の学生を対象として、12月から1月頃にPBL説明会を実施している。PBL説明書（PBL説明シート集）が学生に配付され、各PBLの担当教員により、プロジェクトの内容や目標、iPBLの活用方法等について説明がなされている。

これらの説明会で使用される資料は、ポータルサイトに掲示され、説明会に参加できなかった学生にも閲覧できるようになっている。さらに、情報アーキテクチャ専攻においては、説明会の模様を講義支援システムでいつでも見られるようにする等の試みがなされている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

## 7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学部新卒者やバックグラウンドの違う社会人学生のための入学前の導入教育としてプレスクールを実施し、入学後の学習をスムーズにする体制をとっている。また、新入生向けの施設・事務手続き等に関するガイダンス等を実施している。

専任教員が履修及び授業内容等に関する質問に随時対応し、平成24年度より導入される担任制等によって、学習相談及び助言が行われている。そのほかの学習支援体制については、メインキャンパスで開講されている授業をサテライトキャンパスでも受講することを可能とする遠隔授業、すべての講義をビデオ録画して学外からの視聴を可能とする講義支援システム、録画された授業をe-learningコンテンツとして卒業後10年間無料で視聴可能とするAIIT Knowledge Home Port制度、創造技術専攻の自主トレ講座等の整備がなされている。さらに、入学前に科目等履修生として修得した単位を卒業単位として認定することを可能とするAIIT単位バンク制度、標準修業年限（2年）で修了することが困難な学生を対象とした長期履修制度等が行われている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

## 7-2-3③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の自治活動として行っている学生会の活動支援のため、ウェブサイトのサーバー機材及びネットワーク環境を提供している。また、学生会主催行事に対して施設を提供している。

このことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

就職に関しては、学生の就職活動の支援のためにキャリア開発支援委員会を組織し、就職情報の提供、就職活動の指導等の支援を行っている。キャリア開発支援委員会では、首都大学東京・南大沢キャンパスの学生サポートセンターと連携し、就職情報の提供に努めている。また、キャリアカウンセラーによる就職相談を行っている。

ハラスメントに関しては、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントについての相談窓口及び相談員を配置しており、相談体制を整備している。学生に対してはウェブサイトや冊子等の配付物により、連絡先の周知を図っている。

健康面への対応としては、毎年1回、学生を対象とした定期健康診断を実施している。また、学校医による健康相談の実施や応急処置講座の開講等も行われている。

このほか、外国人留学生に対しては、住居の斡旋を行っている。また、日本に在留する外国人は、入国管理法、外国人登録法等の基本的な法令を遵守することが必要であるが、母国との慣習の違い等が原因で必要な手続きを怠ったりすることのないよう、必要な助言を実施している。また、留学生に対する就職指導と留学生の受入企業の開拓について、キャリア開発室を中心に対応している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構奨学金、地方公共団体や各種法人の奨学金のほかに、大学独自の奨学金制度として、平成24年度から創設された公立大学法人首都大学東京大学院研究支援奨学金、キャリアアップ応援奨学金（平成23年度は2人が受給）、再チャレンジ応援奨学金（平成23年度は1人が受給）、高度産業人材育成奨学金（平成23年度は該当者なし）が整備されている。

また、経済的理由による授業料の免除・減額（平成23年度は20人に適用）、留学生の授業料の免除・減額（平成23年度は19人に適用）、経済的理由による授業料の分納（平成23年度は16人に適用）を行っており、そのほか、科目等履修生として単位を修得後に、正規の学生として入学した学生について、既修得単位に応じて授業料を免除・減額するA I I T単位バンク制度（平成23年度は3人に適用）を行っている。

上記のほか、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、又は一般被保険者であった者（離職者）が、産業技術研究科（情報アーキテクチャ専攻・創造技術専攻）に正規学生として入学し、所定の教育課程を修了し、ハローワーク（公共職業安定所）へ申請した場合に教育訓練給付金が支給される（最大10万円）。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 科目等履修生として単位を修得後に、正規の学生として入学した学生について、既修得単位に応じて授業料を免除・減額するA I I T単位バンク制度を実施している。

**基準 8 教育の内部質保証システム**

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

専門職大学院は7年に1回の機関別認証評価と、5年に1回の専門分野別認証評価を受ける必要があることから、認証評価を受ける必要がある年度には、自己点検・評価委員会の下にワーキンググループを設置し、認証評価のための自己評価書の作成等、認証評価に対処している。自己評価書作成過程において、例えば、各授業科目のシラバスについて、その科目を履修することによって獲得することができるコンピテンシーの度合を記載する取組を行う等、見直し及び改善を行っている。自己点検・評価に必要な教育活動に関する資料やデータについては、その都度、ワーキンググループが収集・分析しているが、十分とは言えず、継続的に収集・蓄積・分析する体制の構築が必要である。

東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）は、法人に対して地方独立行政法人法第 28 条に定める業務実績評価（公立大学法人評価）を行っている。業務実績評価の一環として、各年度の終了時には、年度計画の項目ごとに達成状況を自己評価し、その時点における中期計画の実施状況を報告する業務実績報告書を作成して評価委員会に提出し、評価を受けることとなる。業務実績報告書の原案は、自己点検・評価委員会が、取りまとめている。自己点検・評価の過程で明らかになった課題や、評価委員会による評価結果に対する対応が必要と判断した場合、改善計画を作成して改善を進め、その翌年度の業務実績報告書に改善状況を記載し、また、その翌々年度の年度計画に反映させている。

日常的に教育の質の向上・改善を図るための体制としては、FD委員会等があり、高度専門技術者を育成するための教育の質を保証するための各種のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動（点検・評価等）を行っている。具体的には、FD活動をまとめた『FDレポート』の作成及び発行や、教員の授業内容・方法の改善のため、定期的にFDフォーラムを開催している。また、学生の理解度を確認するとともに、教育内容・方法の改善のため、学生に対して授業評価アンケートを実施している。教員はこのアンケート結果に基づいて授業を改善するためのアクションプランを作成している。

これらのことから、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制がおおむね整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

FD委員会は、学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、授業に対する学生の意見を聴取し



ている。ウェブサイトを活用した学生による授業評価アンケートは、各専攻における1年次の授業に加え、PBL科目である2年次の「情報システム学特別演習」及び「イノベーションデザイン特別演習」について行われている。アンケートには、選択式回答項目と、自由記述項目「①この授業をより良くするための提案」、「②この授業で特に良かった点、他の授業でも取り入れて欲しい点など」、「③その他、授業、カリキュラムなどについて」があり、アンケート後、総合的な観点から分析を行っている。アンケート結果は、半期に一度刊行されるFDレポートにて報告され、各授業科目担当教員によるアクションプランの作成等を通じ、授業の改善に役立てられている。また、本アンケートについても、学生の意見・要望を随時受け付けている。

教員については、教授会や各専攻において開かれる専攻会議、教員が委員として出席する各種の運営委員会等の場において教育活動に関する意見交換を行う形で意見聴取が行われており、そこで出された意見は、教育の質の向上や改善に向けた検討に活かされている。また、事務職員についても、部課長が参加する企画会議や課内での打合せにおいて意見が聴取されている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

産業界の意見を教育研究内容に反映したり、また、産業界と連携して教育研究を効果的に実践したりするために、当該大学が人材育成を行う産業分野の専門家、企業の経営者等の学外委員から構成される運営諮問会議を設置している。運営諮問会議からは、産業界からみた教育研究体制、運営体制、教育課程の妥当性、卒業生のキャリアパス、教員の研修、PBLプロジェクトの共同開発等の教育運営体制に関する広範な課題等に関する答申が提出される。提出された答申は、当該大学の中期計画、年度計画に反映されている。

また、PBL型教育に産業界等の意見を取り入れ、専門職大学院としてふさわしい教育内容とするため、PBL検討部会を設置している。PBL検討部会では、PBL型教育におけるテーマの共同開発、運営、指導に関すること等、PBL型教育に関し必要なことについて議論がなされている。

さらに、PBLに関しては、学外からの意見を取り入れるため、PBLの活動状況について第三者からの助言を受ける、PBL外部レビュー制度を平成23年度に創設している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD委員会は、教員の授業内容・方法の改善のため、年に1～2回程度、FDフォーラムを開催している。また、学生による授業評価アンケートの実施と、その結果に基づくアクションプラン作成の主導、FD活動をまとめた『FDレポート』の作成及び発行等を行っている。

さらに、平成20年度に文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に当該大学が事業推進代表校として提案した「教育の質を保証する効果的なFDの取組」が採択され、学習ポートフォリオの導入、授業設計に関するe-learning教材の開発等、教育内容・方法の改善に向けた各種の取組が行われている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付い

ていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育活動を支援する職員に対しては、公立大学法人首都大学東京が人材育成プログラムに基づき、年度ごとに職員研修実施計画を策定し、職層教育等のスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）研修の機会を設けている。特に平成19年度からは、新任職員を対象にFD・SDセミナーを毎年行っている。

また、意欲ある職員の資質向上を目指し、職員を公立大学協会や日本能率協会（JMA）等、他機関が実施する研修に派遣している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 平成20年度に文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に当該大学が事業推進代表校として提案した「教育の質を保証する効果的なFDの取組」が採択され、学習ポートフォリオの導入、授業設計に関するe-learning教材の開発等、教育内容・方法の改善に向けた各種の取組が行われている。

#### 【改善を要する点】

- 自己点検・評価に必要な教育活動に関する資料やデータについては、その都度、ワーキンググループが収集・分析しているが、十分とは言えず、継続的に収集・蓄積・分析する体制の構築が必要である。

**基準 9 財務基盤及び管理運営**

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 23 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 148,297,707 千円、流動資産 7,988,515 千円であり、資産合計 156,286,222 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 12,310,788 千円、流動負債 7,197,809 千円であり、負債合計 19,508,598 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものであり、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該公立大学法人の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である東京都から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該大学法人は、公立大学法人に移行した平成 17 年度から 7 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

当該大学の経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。当該大学開学の平成 18 年度から 6 年間の状況から学生納付金収入は安定して確保している。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、公立大学法人として平成 23～28 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、各年度の収支予算計画の策定に当たっては、経営審議会の審議を経て定めた予算編成方針に基づき各部局等の執行単位の予算管理を所轄する予算管理者が所

轄事業に要する経費を見積り、理事長はこれを踏まえて予算案を作成し、経営審議会の審議を経て、予算を決定している。

また、これらの収支計画等は、公立大学法人のウェブサイトで公開し、学内外に周知されている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成23年度末現在、公立大学法人としての収支状況は、損益計算書における経常費用25,049,803千円、経常収益26,709,229千円、経常利益1,659,426千円、当期総利益は1,759,896千円であり、貸借対照表における利益剰余金5,802,433千円となっている。

そのうち、当該大学の収支状況は、附属明細書における業務費用993,300千円、業務収益1,048,417千円、業務利益55,116千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、経営審議会の審議を経て定めた予算編成方針に基づき、各執行単位の予算管理者が所轄事業に要する経費を見積り、経営審議会の審議を経て理事長が決定しており、教育研究活動に必要な経費については、法人全体として一定額が確保されるよう配慮されている。法人の一般財源から措置される一般財源研究費は、基本研究費と傾斜研究費に区分しており、傾斜研究費については、当該大学の特徴をアピールし、その強みを発展させる研究に重点的に配分する全学分傾斜的研究費と部局として研究を活性化させるために用いる部局分傾斜的研究費とに区分して配分している。一般財源研究費の配分に際しては、研究費評価・配分委員会が開催されることとなっている。

施設・設備に対する予算配分については、法人の下にある各キャンパスにて必要額を見積もった上で、当該大学法人が精査を行い、一括して予算査定部署に要求を行っている。また、14年間における長期的な視点での「施設改修計画マスタープラン」を策定しており、施設の維持管理に関する長期的な予算の見通しと確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、経営審議会による承認を経て、東京都知事に提出し、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び会計に関する内部監査を行っている。

監事の監査については、東京都知事が任命した監事が、監事監査規則に基づき、監査計画を策定し業務監査を実施するとともに、事業年度決算時の会計監査を実施している

会計監査人の監査については、東京都知事が選任した会計監査人により期中監査及び決算監査を実施している。

内部監査については、内部会計監査規程に基づき、理事長が法人職員のうちから監査員を命じて行う各予算執行単位を監査する自己監査と、各予算執行単位の部署ごとに自ら定期的に検証する自己点検を実施している。

また、監事、内部監査担当者、会計監査人との間で、監査計画から監査結果について意見交換を通じた情報共有と意思疎通を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学の設置者である公立大学法人首都大学東京の管理運営は、業務を総理する理事長のほか、法人の運営する各大学において教育研究組織を統括する学長（法人の副理事長）、事務組織を統括する事務局長（法人の副理事長）を中心に行っており、また、法人役員である監事からの意見を受けている。

経営に関する重要事項については経営審議会において、大学の教育研究に関する重要事項については教育研究審議会において審議することとしている。経営審議会には教育研究の責任者である学長が構成員として出席しており、教育研究審議会には、法人の副理事長である事務局長が構成員として出席しており、経営部門を含む事務組織と教育研究組織の連携・協力を図っている。また、法人の人事に関する事項の検討又は審査を行うために、法人に人事委員会を設置している。このほか、学長の意思決定を補佐し、円滑かつ効率的な運営を図るため、必要な運営委員会を設置し、専門的な検討及び調査あるいは実務を行っている。

教育研究面の管理運営に関する役職としては、学長の下に、産業技術研究科長、オープンインスティテュート長、図書館長を部局長として、それぞれ各部局等の管理運営責任を担っている。また、産業技術研究科には教授会が置かれている。

事務組織については、法人全体の統括機能を担う経営企画室、総務部、産学公連携センター及び学生サポートセンターと、大学・キャンパス管理機能を担う産業技術大学院大学管理部によって担われており、役割の明確化と適切な分担を図っている。

危機管理等に係る体制については、総務部総務課安全衛生管理担当が中心となって法人全体の体制整備を推進しており、当該大学も法人の体制に則っている。具体的には、災害・火災等の危機発生時の体制整備として、緊急時の連絡体制、同一キャンパスに存する産業技術高等専門学校と共同での防火・防災計画の策定、災害用資機材、飲料水・食糧、新型インフルエンザ対策用品等の常備のほか、損害保険に加入し財産毀損・損害賠償責任等の発生に伴う財務的リスクへの対応を図っている。

また、コンプライアンス面については、教職員の職務に係る倫理保持のための行動規準として倫理規程を整備するとともに、研究においては、産業技術大学院大学における研究者の行動規範の制定、研究費不正使用防止計画の策定、研究活動や研究費に関する不正防止対策推進室の設置、関係規則の整備等により不正防止を図っている。加えて、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止に関しても、相談体制を整備しているほか、法人に運営委員会を設置してそれら事象の発生防止及び対策を図っており、さらに、当該大学に分会を設置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員については、教授会や企画会議、各種の運営委員会等における議論により意見を聴取し、各方面からの改善を図っている。学生については、学生を対象とした各種のアンケートや学生会からの要望、ソーシャル・ネットワーク・サービスの活用等によりニーズの把握、対策を行っている。例えば、東日本大震災の影響により中止となった平成22年度学位授与式について、修了生からの要望を受けて平成24年度4月入学式と同日に挙行している。

学外関係者のニーズ把握については、経営審議会に学外委員を迎えることで学外の各種ニーズを把握している。また、産業界の委員によって構成された運営諮問会議からの答申及びそれに対する対応等がなされている。ニーズに対する対応例を挙げると、平成22年度運営諮問会議答申において、外国からの留学生を受け入れる体制の整備が求められたことを受け、平成23年度から10月入学入試やリロケーション契約による外国人留学生対象の住居支援制度の実施等を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

公立大学法人首都大学東京には、地方独立行政法人法及び定款に基づき監事を1人置いている。監事は、監事監査規則に基づき、当該年度の監査計画を策定し、業務監査を実施するとともに、事業年度決算時の会計監査を実施している。その結果は、監査報告書として取りまとめ、理事長に報告している。

また、監事は、経営審議会に出席し、適宜助言を行っているほか、重要文書の確認や会計監査法人の監査に係る対応について、適切な指導・助言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質向上のために、当該公立大学法人では人材育成プログラムを策定している。人材育成プログラムを法人職員の戦略的人材育成の指針とするとともに、これを具体化し実践するため、中長期的な人材育成の観点を踏まえて、平成21年度より体系的、計画的にSD研修を企画・実施している。実施に当たっては、年度ごとに職員研修実施計画を策定し、職場外研修、職場内研修、自己研修を3つの柱として体系を明確にしている。

職場外研修では、職区分ごとに実施するキャリアアップ系研修やスキルアップ系研修、全職員を対象とした実務系研修を実施している。職場内研修では、チューター制度を導入しており、新規採用職員の育成を図るほか、法人職員として必要な基礎力、知識等の学習を促す取組である法人職員基礎知識理解度測定の実施や各職場の職場内研修推進責任者である各管理職を対象とした悉皆研修の実施等、職場内研修が組織的取組となるよう研修を通じて働きかけを行っている。さらに、自己研修として、大学の国際化を支える職員を育成するための語学研修（英語）や資格取得支援制度等の自己啓発の取組を支援する制度も導入している。

また、教学と連携した取組として、教職員合同のFD・SD宿泊セミナーを実施し、教職員の一体感を醸成するとともに、法人の経営方針や教学に関する理解の促進に取り組んでいる。大学独自の取組として

は、職員を対象とした接遇研修、クレーム対応研修等を行っている。このほか、公立大学協会等の他機関が実施するセミナー等にも職員が参加し、資質向上を図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会を中心に実施している。平成 22 年度には、情報アーキテクチャ専攻が日本技術者教育認定機構（J A B E E）による専門分野別認証評価を受けており、その結果を受けてアクションプランの作成を行っている。平成 24 年度には、創造技術専攻が同様の専門分野別認証評価を受けるほか、全体としても機関別認証評価を受けることとなっており、これに向けてワーキング・グループを発足し自己評価書の作成を行いつつ、シラバスの記載内容の改善等の取組がなされている。また、このワーキンググループでは、教授会や自己点検・評価委員会、各専攻の専攻会議と連携しつつ、認証評価に必要とされる資料やデータをその都度取りまとめている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）による業務実績評価（公立大学法人評価）を毎年受審している。そのほか、外部者による検証として、平成 22 年度に情報アーキテクチャ専攻が認証評価機関による専門分野別認証評価を受けており、平成 24 年度には創造技術専攻の専門分野別認証評価と大学機関別認証評価を受けることとなっている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）による評価の過程で出された意見に対して、改善のための対応について計画を策定し、改善状況を教育研究審議会にて報告を行っている。具体的な事例としては、平成 22 年度業務実績評価において、受験生の確保のための入試広報の充実を課題として、ウェブサイトのリニューアルが計画され、平成 23 年度に実施されている。

また、平成 22 年度に情報アーキテクチャ専攻が受けた専門分野別認証評価の評価結果を受けて、「C（懸念）」あるいは「W（弱点）」とされた項目についての改善活動を行っている。これらの項目に係る改善状況について専攻でまとめた後に、自己点検・評価委員会や認証評価報告会等の場を活用して、学内における情報共有を図っている。改善のための具体的な取組事例としては、シラバスに記載する各科目評価基準の明確化や、PBL型科目の評価に係る根拠資料の保存等が挙げられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

**基準 10 教育情報等の公表**

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、学則及び中期目標にて明確に定められ、ウェブサイトや大学案内によって広く社会に公表されている。

教職員は、中期目標に基づいて策定される中期計画、年度計画に則って大学を運営しており、大学の目的を常に意識しながら業務を執行している。また、学生については、受験を志願する段階で大学院説明会等で大学の目的を知る機会が適切に確保されている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針については、教育の目的に沿って、専攻ごとに定めており、募集要項・ウェブサイト・大学案内に掲載している。

教育課程の編成・実施については、大学案内等に基本方針が掲げられ、基本規定が学則に定められている。これらは、ウェブサイトで公開されている。

また、当該大学では、「情報アーキテクト」及び「ものづくりアーキテクト」に必要なコンピテンシーを整理し、それらのコンピテンシー修得を目的とした教育課程編成を行っている。そして、この教育課程を修了したことをもって上記のコンピテンシーを修得したものとみなし、情報システム学修士及び創造技術修士の専門職学位を授与している。学位授与に関する上記の方針は、ウェブサイトにおいても公表されている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育情報については、教員の保有学位及び業績に関して公表内容に精粗があるものの、ウェブサイトにて公表されている。また、ウェブサイトには、平成 22 年度に情報アーキテクチャ専攻が受けた、J A B E E による専門分野別認証評価の結果や、資料・データ集として各種の資料・データが掲載され、広く公表されている。

また、財務諸表については、地方独立行政法人法第 34 条の規定に基づき、東京都知事の承認を得た後、当該大学の設置者である公立大学法人のウェブサイトにて公表している。

刊行物としては、大学案内（年 1 回発行）、法人事業概要（年 1 回発行）、産業技術大学院大学基礎デー



タブック（年1回発行）等において、大学に関する全体的な情報を公表している。そのほか、研究活動については研究紀要、FD活動についてはFDレポート（半年に1回発行）において情報が公表されている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。



## < 参 考 >



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 大学名 産業技術大学院大学  
 (2) 所在地 東京都品川区  
 (3) 研究科等の構成  
 研究科：産業技術研究科  
 関連施設：オープンインスティテュート、  
 附属図書館  
 (4) 学生数及び教員数（平成24年5月1日現在）  
 学生数：大学院200人  
 専任教員数：30人

### 2 特徴

#### ①産業技術大学院大学の設置の目的及び経緯

東京都は、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを目的として、平成17年4月に公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）を設立した。

法人は、この使命を達成するため、平成24年6月現在、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の一つの高等教育機関を管理運営している。

産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的として、平成18年4月に開学した。開学と同時に、産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻を、平成20年4月には同研究科創造技術専攻を開設し、1研究科2専攻の構成を採用している。

また、学士課程を持たない専門職大学院大学であり、産業界で働く技術者などの社会人や首都大学東京を始めとする幅広い大学学部卒業生等を受け入れることを方針としている。

#### ②教育研究等の特色

産業技術研究科のもとには、情報分野のスーパープレイヤーである「情報アーキテクト」を育成する「情報アーキテクチャ専攻」と、感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテク

ト」を育成する「創造技術専攻」という2つの専攻を設置している。これらの専攻では、第一線で活躍してきた実務家教員と研究業績の高い教員との連携による高度な実践的教育を実施し、産業界のアーキテクトを育成する。特に、プロジェクトを遂行するために必要とされる高度な業務遂行能力（Competency）に重点を置いたグループ学習形態であるPBL（Project Based Learning＝問題解決型学修）を全面的に取り入れ、Competency Baseの教育を実施している点が、本学のカリキュラムの大きな特徴となっている。

また、本学の学生の大半は、産業界で一定の経験を持つ社会人である。そのため、授業の多くを平日夜間および土曜日昼間に開講しているほか、1年を4期に区分し専門知識や技能を短期間で集中的に修得できるクオータ制や、すべての講義がビデオ録画され遠隔からの視聴が可能な講義支援システム、さらに科目履修生として修得した単位を正規入学後に活用できる単位バンクなど、社会人の学修を支援する多くの革新的な学修制度を導入している。

本学においては、研究科のほかに、大学院の教育研究成果を広く社会に還元するとともに、学位等にとらわれず、産業界のニーズにタイムリーに応えたカリキュラムを提供する場として、オープンインスティテュート（OPI）を設置している。実践的な講座を提供していくほか、自治体や産業界と連携した様々な取り組みを実施している。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

産業技術大学院大学の基本的な目標

### ○目的及び使命

産業技術大学院大学は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命とする（産業技術大学院大学学則第1条）。

### ○教育に関する目標

専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に貢献する意欲と能力を持つ高度専門技術者を育成する。

### ○3つのミッション

#### ① 東京産業振興に資する高度専門職業人（プロフェッショナル）の育成

東京に求められる機能は、グローバルに発生する産業のシーズと東京に集積する資本を連携させ、開発された製品やサービスを首都圏という巨大な消費市場とのインタラクションにより洗練し、イノベーションを引き起こす価値を持つ商品として世界に供給するというプロセスを確立することである。そのためには、製品化やサービスのデザインから製造ライン及び流通プロセスまでをプロデュースする多様で豊富な専門職人材が必要とされる。本学はこうした観点から、産業分野横断的に必要とされる専門職人材として“情報アーキテクト”及び“ものづくりアーキテクト”と呼ぶ人材を育成する情報アーキテックチャ専攻及び創造技術専攻を開設している。

#### ② 複線型教育システムの実現

本学は、全国の高等専門学校専攻科を卒業した学生の受け入れ態勢を整えている。さらに、ものづくり産業を担う多様なレベルの人材を輩出するため、都立産業技術高等専門学校との連携により、9年間一貫教育・複線型教育システムの基盤を整備している。

#### ③ 産業振興にかかわるシンクタンク機能

本学は東京都が設立した公立大学であり、「東京都のシンクタンク」としての機能を積極的に果たしていく。

### ○専攻の目的

「情報アーキテックチャ専攻」では、企業の業務を分析し、戦略的な情報化企画を行い、ソリューションの枠組み策定、設計、プロジェクト管理を含めた開発工程を一段高い位置からみることのできる情報アーキテクトを育成する。

「創造技術専攻」では、ものづくりの個別プロセスで得られている普遍的な知見を統合したものづくり技法に精通し、技術マネジメント能力と、デザインマネジメント能力をあわせ持ち、新たな価値を持つ製品を創造することを通じて、産業の振興に資する意欲と能力を持つ人材である「ものづくりアーキテクト」を育成する。

